

議案第 76 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第40号を第41号とし、第35号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の1号を加える。

(35) 国土調査法（昭和26年法律第180号）で定めるところにより実施した地籍調査の結果（以下「地籍調査結果」という。）に基づき作成した書類の区分及び金額は、別表第7に掲げるとおりとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

### 建築物の確認等事務

	区分	金額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の確認	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき5,000円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき14,000円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき19,000円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認	1 新たな工作物の確認を受ける場合	1件につき8,000円
	2 確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	1件につき4,000円
3 法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき10,000円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき12,000円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき22,000円

4 法第88条第1項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物の検査	1件につき9,000円
5 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可	1件につき120,000円
6 法第43条第2項第1号の規定に基づく接道の認定	1件につき27,000円
7 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定	1件につき78,000円（建築物が3以上である場合にあっては、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
8 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定	1件につき78,000円（建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
9 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定	1件につき78,000円（建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
10 法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物の認定の取消し	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
11 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき27,000円
12 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定又は変更認定	1件につき27,000円

備考

- 1 区分の欄1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。
  - (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）に

あつては、当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

2 区分の欄3の項に規定する床面積の合計は、備考1の(1)に掲げる面積に基づき算定する。

別表に次の1表を加える。

別表第7（第2条関係）

地籍調査結果に基づき作成した書類の交付事務

区分	金額
地籍集成図	図面1枚につき1,000円
一筆図形（筆界点座標値含む。）	1筆につき500円
基準点網図（座標値含む。）	1件（1調査区）につき500円

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 地籍調査の結果に基づき作成した書類の交付手数料の設定（第2条及び別表第7関係）  
地籍調査の結果に基づき作成した、地籍集成図等の図面が交付できるようになることに伴い、その手数料を定める。
- 2 建築物の確認等事務に係る手数料の改正（別表第2関係）  
建築基準法の一部改正に伴い、接道の認定申請に係る手数料を定める。
- 3 施行期日  
平成31年1月1日

議案第 77 号

境港市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

境港市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例

境港市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に改め、「不均一課税（以下「不均一課税」という。）」を「課税免除及び不均一課税」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 地方活力向上地域等 本市の区域内に存する法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域及び同号ロに規定する準地方活力向上地域をいう。

第2条第2号中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に、同条第3号中「、平成30年3月31日」を「、平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第3条の見出しを「（課税免除及び不均一課税）」に改め、同条中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に、「、認定事業者が計画認定を」を「、認定事業者（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分を実施する者に限る。）が、計画認定を」に、「総務省令第73号」を「総務省令第73号。（以下「省令」という。）」に、「第2条第3号」を「第2条第1号」に、「に対して課する固定資産税の税率」を「について」に、「、100分の0.15とする」を「、固定資産税を課さない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方活力向上地域等内において、認定事業者（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る部分を実施する者に限る。）が、計画認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合において、特定業務施設供用資産に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、境港市税条例第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。

第4条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第1項中「規定の」を「規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の」に、「、不均一課税」を「、課税免除等」に改める。

第5条の見出し及び同条第2項中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第1項第4号及び第2項中「、不均一課税」を「、課税免除等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 地域再生法等の改正に伴う改正（第1条から第5条まで関係）

地域再生法等の一部改正に伴い、移転型事業について課税免除を行った場合も地方交付税による減収補てん措置の対象に追加されたことから、課税免除を導入する。

また、固定資産税の課税免除等の対象となる特別償却設備の設置等に係る期限の起算日である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日の期限を、平成32年3月31日まで延長する。

(1) 東京都特別区から本社機能等の特定業務施設を市内に新設し、又は増設した認定事業者の、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地について、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

(2) 固定資産税の不均一課税に係る適用期限を2年間延長する。

### 2 施行期日

公布の日